

農地法第3条申請手続について

(農地を農地のまま売買、貸借等する場合)

農地法第3条の申請手続を行う場合は、次の事にご留意ください。

1 申請前に行っておかなければならない手続

(1) 土地の登記事項の整備

- ① 相続登記をしていない場合 → 相続登記
- ② 住所変更登記をしていない場合 → 変更登記
登記が間に合わない場合は、戸籍の附票等で住所の移転が判るようにしてください。
- ③ 分筆、合筆又は地積訂正を必要とする場合 → 表示登記

(2) 権利関係の調整

申請地に賃借権、使用貸借権等に基づく耕作者がいる場合は、解約手続をしてください。

(3) 申請人が農業者年金を受給しているか否かの確認

申請者が農業者年金を受給している場合は、年金の受給が停止されることがあるので、事前に確認してください。

2 申請に必要な書類等

(1) 許可申請書

→ 1件につき1部

- ① 指定様式は農業委員会事務局にあります。
- ② 必要事項を記入し、申請者の欄に署名押印（認印で可）してください。
- ③ 訂正した箇所は、二重線で見え消しし、訂正印（申請者欄の印と同じもの）を押してください。欄外に捨印を押してある場合は、訂正印不要です。
- ④ 許可を受けようとする土地が多い場合は別紙（指定様式は農業委員会事務局にあります）を使用してください。

(2) 申請土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）

法務局で交付

→ 1筆につき1通

(3) 農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

指定様式は農業委員会事務局にあります。

→ 1件につき1部

(4) 申請者が十日町市外在住の場合

住民票が必要です（国籍が日本でない場合は、本籍を記載）。

(5) 法人が申請者の場合

上記以外に必要な書類がありますので農業委員会事務局へご相談ください。

(6) その他の必要書類

申請内容によっては上記以外にも必要になることがあります。

3 許可申請書の記入要領

(1) 「1 申請者の氏名等」欄の記入について

- ① 「氏名」「住所」欄は、住民票に記載されているものを記入してください。
※「新潟県」は省略可
- ② 「職業」欄は、農業の経営主で他の職業を持っている場合は「〇〇〇兼農業」と記入してください。
- ③ 経営主以外の農業従事者は、主たる職業を記入してください。
- ④ 中長期在留者は在留資格、特別永住者はその旨を記載してください。法人は「国籍等」欄に設立時に準拠した法令を制定した国を記載してください。

(2) 「2 許可を受けようとする土地の所在等」欄の記入について

- ① 「所在・地番」「面積」欄は、全部事項証明書で確認し、正確な所在・地番・面積を記入してください。
- ② 「所有者の氏名又は名称」欄には、申請土地の所有者を記入してください。もし、現所有者と登記簿が異なる場合は（ ）の中に記入してください。
- ③ 申請土地に地上権等の権利が設定されている場合は、「所有権以外の使用収益権が設定されている場合」欄に記入してください。
- ⑥ 「対価、賃料等の金額」欄は、10a当たりの金額か総額を記入してください。
- ⑦ 「地目別面積」欄は現況地目で集計して記入してください。

(3) 「3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄の記入について それぞれのどのような事由で申請するのか詳細に記入してください。

例) 譲受人	譲渡人
農業経営規模の拡大のため	労働力不足のため
申請土地を譲受けて耕作する	老齢になり耕作できなくなったため
経営移譲を受けるため	経営移譲をするため
交換し耕作し易くするため	耕作不便のため 等々

(4) 記載例も参考に記入してください。

4 お問い合わせ

【十日町市農業委員会 各事務所】

本局	〒948-8501	十日町市千歳町3-3	TEL	757-3286
川西事務所（川西支所）	〒948-0192	十日町市水口沢12	TEL	768-4954
中里事務所（中里支所）	〒949-8492	十日町市上山己2133	TEL	763-2515
松代事務所（松代支所）	〒942-1592	十日町市松代3252-1	TEL	597-2222
松之山事務所（松之山支所）	〒942-1492	十日町市松之山1597-2	TEL	596-3132